

{ 平 15. 11. 14
 總 3 - 4 }

資料

個人所得課稅（金融・証券稅制）

目 次

・ 平成15年度における税制改革についての答申（抄）－金融・証券税制－	1
・ 個人金融資産の残高	2
・ 個人金融資産残高の推移	3
・ 主要国における個人金融資産の内訳	4
・ 金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化	5
・ 配当課税の見直し	6
・ 公募株式投資信託課税の見直し	7
・ 株式譲渡益課税の見直し	8
・ 特定口座制度の改善・簡素化	9
・ 平成15年度税制改正事項の活用等に関する調査（抄）	10
・ 平成15年度税制改正事項に関する主な意見等（抄）	11
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）－金融・証券税制－	12
・ 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）	13
・ 利子・配当・譲渡所得の課税関係	14
・ 利子所得・配当所得の課税の概要	15
・ 譲渡所得の課税の概要	16
・ 主な個人向け金融商品に対する課税関係【概要】（平成16年以後）	17

・ アメリカの所得税計算の仕組み・2003年ブッシュ減税後（イメージ）	18
・ イギリスの所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み（イメージ）	19
・ ドイツの所得税計算の仕組み（イメージ）	20
・ フランスの所得税計算の仕組み（イメージ）	21
・ フィンランドの所得税計算の仕組み（イメージ）	22
・ スウェーデンの所得税計算の仕組み（イメージ）	23
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）－納税環境整備－	24
・ 主要国における納税者番号制度の概要	26
・ 配当所得及び株式等譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の抜本的見直し	27
・ 配当割及び株式等譲渡所得割の概要	28
・ 利子・配当・譲渡所得の課税の概要（住民税）	29

平成 15 年度における税制改革についての答申（抄）

—あるべき税制の構築に向けて—

平成 14 年 11 月
政府税制調査会

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

四 資産課税等

4. 金融・証券税制

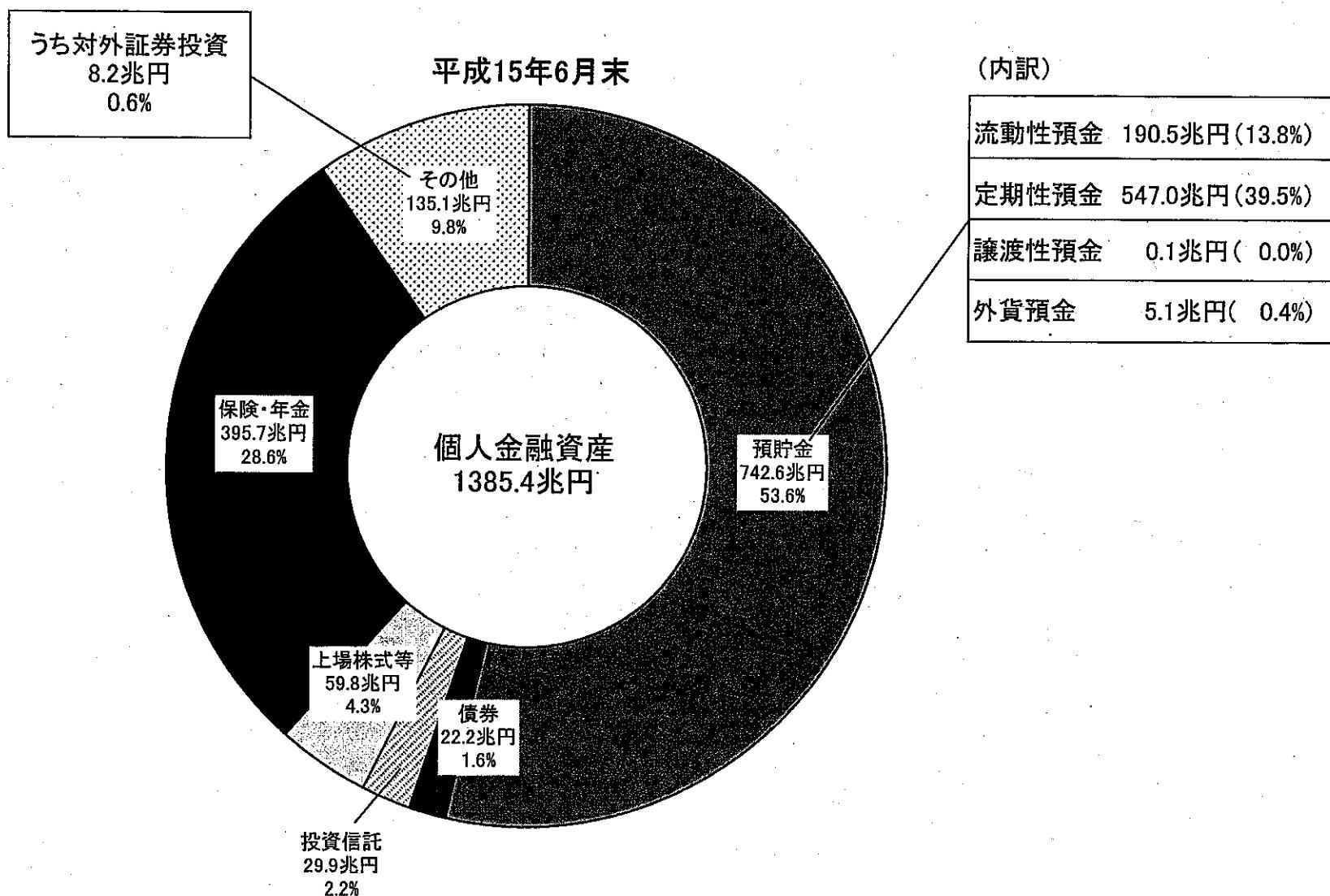
少子・高齢化と経済のストック化が進展する中、金融資産に対する課税は、今後、より重要性を高めることとなる。その際、広く公平に負担を分かち合い、簡素で分かりやすい税制を構築することを基本とすべきである。また、度重なる税制改正により課税関係が頻繁に変更されることは、決して望ましいことではない。今後の見直しに当たっては、制度の安定性にも配意すべきである。

また、簡素で安定した金融税制を構築することにより、「貯蓄から投資へ」といった、わが国金融のあり方をめぐる現下の政策要請にも応えられると考える。

こうした観点から、金融・証券税制については、今後、利子・配当・株式譲渡益に対する課税について、金融商品間の中立性を確保するとともに、できる限り一体化する方向を目指すべきである。この場合、将来の改革の方向として、金融所得の一元化、二元的所得税についても、総合課税とあわせ検討すべきである。

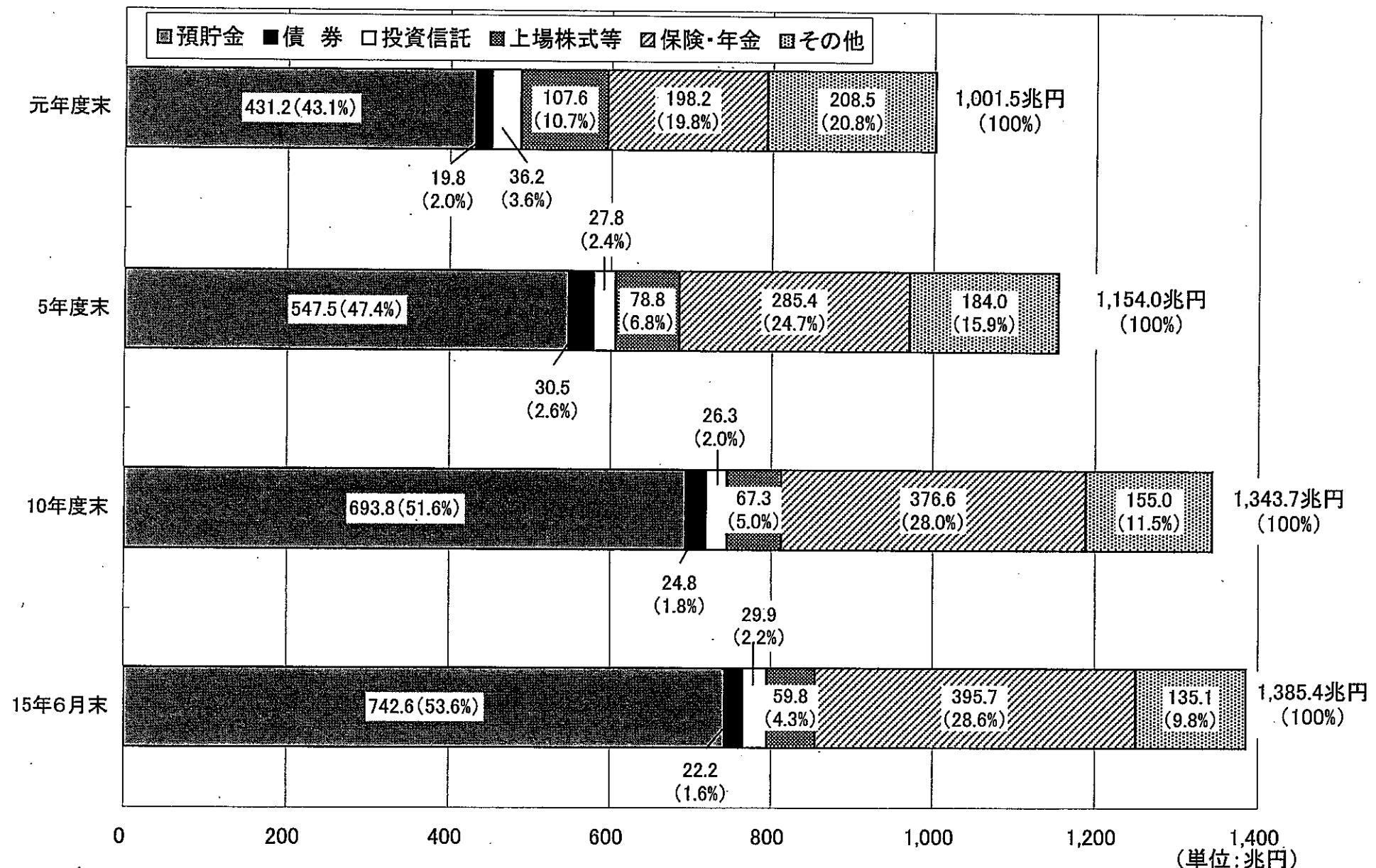
平成 15 年度税制改正では、こうした方向性を視野に入れて、配当課税や株式投資信託に対する課税について、簡素化・合理化を図る。また、既存の株式譲渡益に係る優遇措置は複雑で分かりにくく、できる限り簡素化する方向で改善していく。同時に、特定口座制度についても、投資家利便の向上に資する観点での見直しを行う。

個人金融資産の残高



(備考) 日本銀行「資金循環統計」より作成。

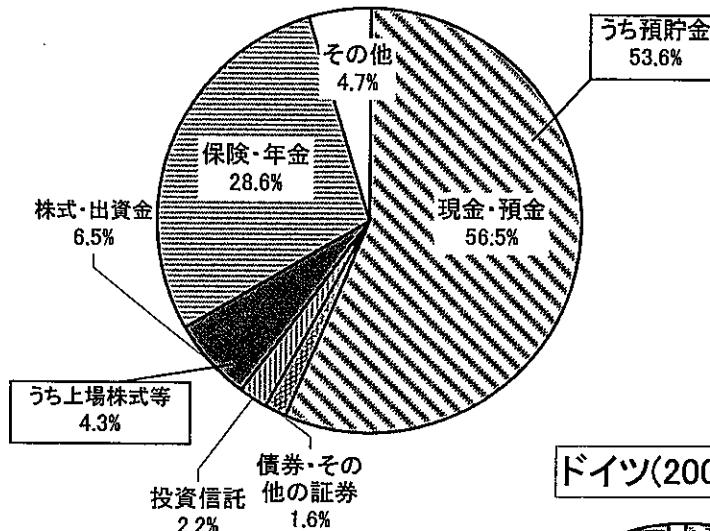
個人金融資産残高の推移



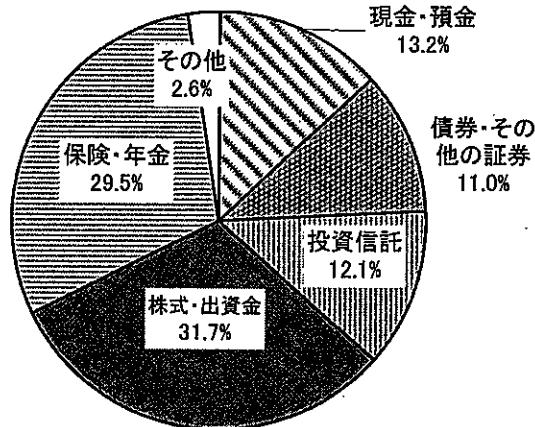
(備考) 日本銀行「資金循環統計」より作成。

主要国における個人金融資産の内訳【未定稿】

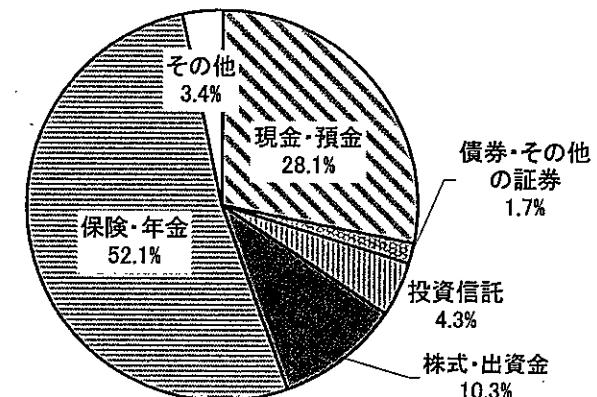
日本(2003年6月末)



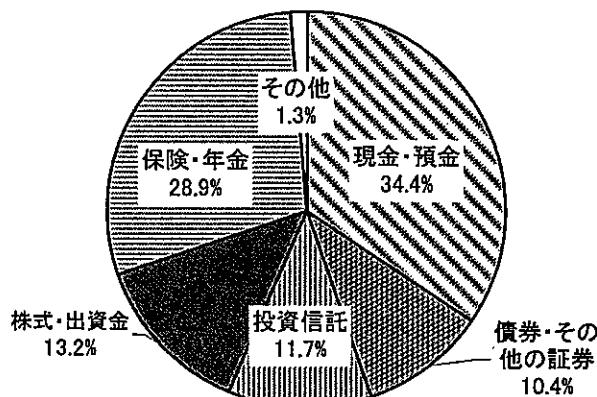
アメリカ(2002年末)



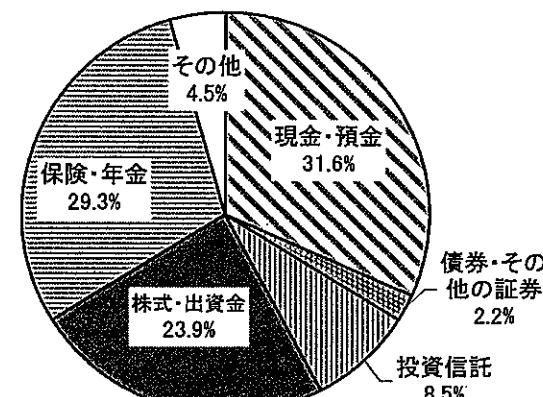
イギリス(2002年末)



ドイツ(2001年末)



フランス(2002年末)



(注1)日本及びフランスについては、国民経済計算上の「家計」が保有する金融資産の内訳であり、アメリカ、イギリス及びドイツについては「家計」及び「対家計民間非営利団体」が保有する金融資産の内訳である。また、個人企業の金融資産については、日本は「家計」に含まれているが、イギリス、ドイツ及びフランスは勘定が分離できるものは「家計」に含まれていない(「企業」として計上)。アメリカは、個人企業を「非金融企業」として扱っているため、その金融資産は「家計」に含まれていないが、個人企業の実物資産を含んだ正味資産を「家計」の個人企業に対する出資金として扱っている。

(注2)同一の金融資産であっても、国によって分類や定義が異なる場合がある。例えば、アメリカについては債券を額面ベースで計上しているが、その他の国については債券を時価ベースで計上している。その他、国際比較をする場合の具体的な留意点については、日本銀行調査統計局「欧米主要国の資金循環統計」(2000年11月)を参照。

(出典)日本銀行国際局「国際比較統計」(2000年版を最後に廃刊)の資金循環統計の分類に従い、日本は日本銀行「資金循環統計」(2003年9月30日掲載分)、アメリカはFRB "Flow of Funds Accounts of the United States"(2003年9月9日掲載分)、イギリスはThe Stationery Office "Financial Statistics(September 2003)"、ドイツはDeutsche Bundesbank "Financial accounts 1991-2001"、フランスはBanque de France "Comptes nationaux financiers"(2003年6月19日掲載分)により作成。

金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化

<従来の制度>
(個人投資家の不満)

証券税制が複雑
で分かりにくい

<ポイント>

預貯金並みの
手軽さで株式投
資ができる税制

税務署への手続きが
わざわざしい
(預貯金は必要ない)

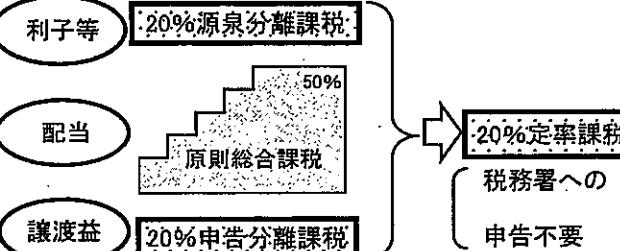
<15年度税制改正での対応>

将来の「課税の一体化」に
向けた措置

+

当面の優遇措置

- 配当課税の軽減・簡素化



- 株式譲渡益課税(特定口座の改善・簡素化)

- ・「みなし源泉分離」から「実額源泉分離」へ
- ・税務署への申告不要

- 公募株式投資信託の償還(解約)損の通算

- 配当
- 株式譲渡益
- 公募株式投資信託
の収益分配金

優遇税率
10%
(5年間)

配当課税の見直し

【改正前】

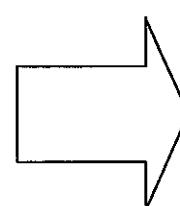
区分	概要	
	所得税	住民税
利益の配当・剩余金の分配等	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
・1銘柄当たり1回25万円 (年1回50万円)未満 かつ ・発行済株式総数の5%未満	源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	
・1銘柄当たり1回5万円 (年1回10万円)以下	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税

(注) 総合課税においては配当控除の適用あり

配当控除率	所得税	住民税
・課税所得金額が1,000万円以下の部分	10%	2.8%
・課税所得金額が1,000万円超の部分	5%	1.4%

【改正後: 平成15年4月～】

○ 大口(保有割合 5%以上)以外の上場株式の
配当等の場合



所得税・住民税
20%源泉徴収
(申告不要)

※ 1. 所得税15%、住民税5%
2. 総合課税(配当控除適用)の選択可

今後5年間(H15.4～H20.3)
源泉徴収税率 20% → 10%

公募株式投資信託課税の見直し

【改正前:～平成15年12月】

	収益分配金	譲渡損益
公社債	20%源泉分離課税	譲渡益は非課税 譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託	(利子並み課税)	
株式投資信託	ETF等	原則総合課税
上場株式等		申告分離課税

【改正後:平成16年1月～】

	収益分配金	譲渡損益
公社債	20%源泉分離課税	・譲渡益は非課税 ・譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託		
株式投資信託	ETF等	20%源泉徴収 (申告不要) (注)
上場株式等		申告分離課税

(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可

【～H 15. 12】

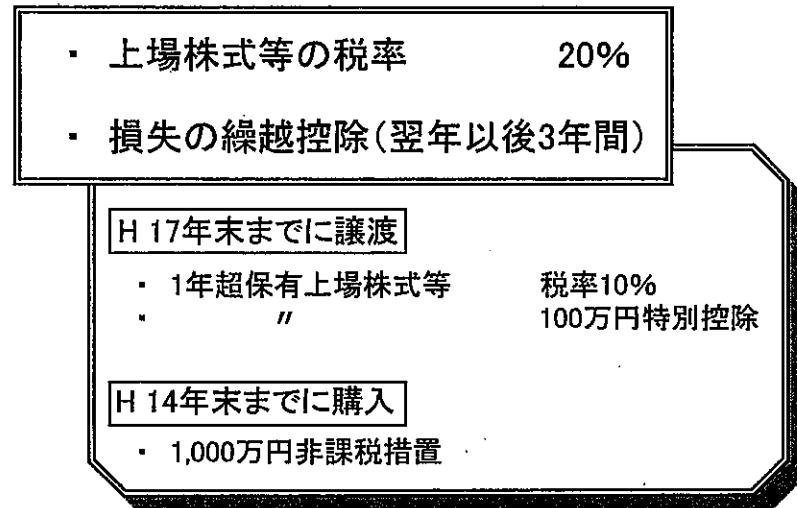
- ① 収益分配金に対し、20%の源泉分離課税
(いわゆる「利子並み」課税)
- ② 償還(解約)損 の通算不可

【H 16. 1～】

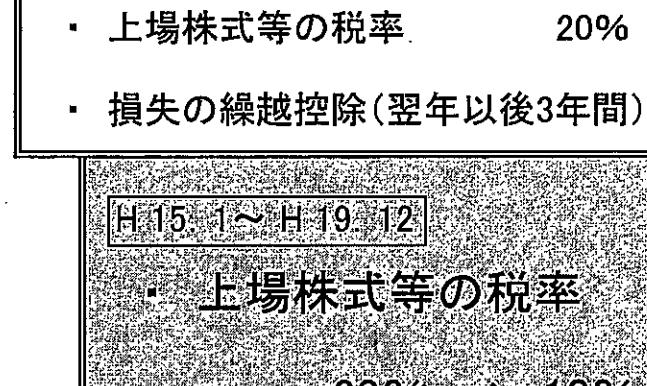
- ① 収益分配金に対し、20%の源泉徴収(申告不要)
 - ↓
 - H 16.1～H 20.3 源泉徴収税率 20% → 10%
- ② 償還(解約)損 と 株式譲渡益 との通算可

株式譲渡益課税の見直し

【改正前】



【改正後】



(注 1)「1年超保有上場株式等に対する特例」は廃止

(注 2)「1,000万円非課税措置」は存続

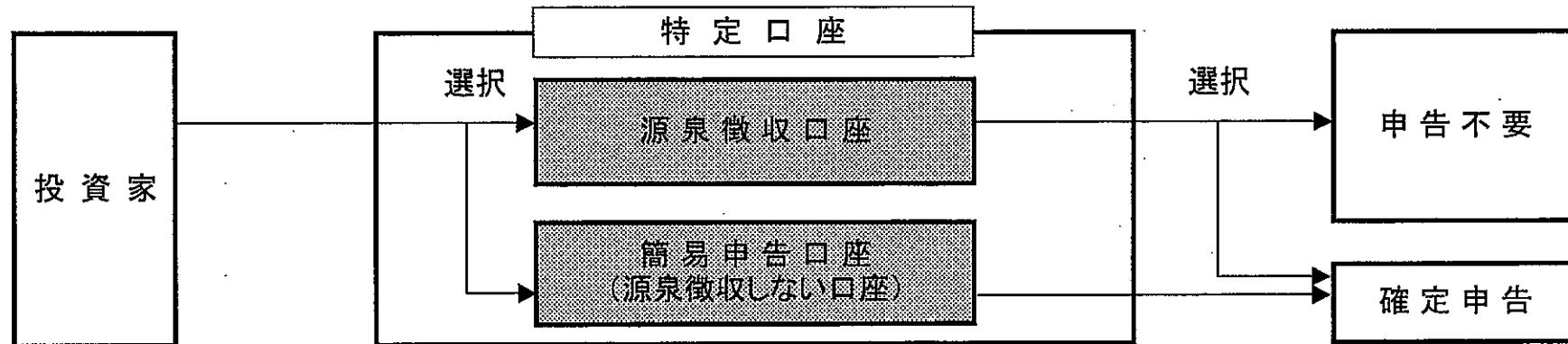
特定口座制度の創設

特定口座制度の改善・簡素化 (源泉徴収口座)

「実額」源泉分離課税の実現

- ・ 源泉徴収方式の改善
- ・ 「タンス株」の受入れ
- ・ 「年間取引報告書」の省略

特定口座制度の改善・簡素化



- 源泉徴収口座を利用すれば、税務署等への申告なしで納税が完了(申告不要の実現)
 - ・ 源泉徴収方式の改善(年間分一括納付方式への変更)
 - ・ 地方税でも源泉徴収(特別徴収)の仕組みを採用(平成16年1月~)
- 「タンス株」(自己保管上場株式等)の受入れ(平成15年4月1日から平成16年12月31日まで)
 - ・ 取得価額は、**実際の取得価額** と **平成13年10月1日の終値の80%** の選択
⇒ 平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間、事実上、特定口座にタンス株を含めた全ての上場株式等を、
実際の取得価額又はみなし取得価額(平成13年10月1日の終値の80%)で入れられるようになる。
- 「年間取引報告書」の省略
 - ・ 源泉徴収口座に係る「年間取引報告書」について、税務署・市区町村への送付を取り止め

平成15年度税制改正事項の活用等に関する調査(抄)

[A:評価しており、活用している／効果がある
B:評価しており、今後活用する予定／効果が期待
C:あまり評価していない]

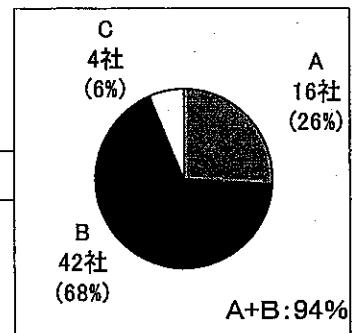
改正事項

評価

主な意見・動き

(詳細は別紙参照)

金融・証券税制
の
軽減・簡素化



主な意見

- 配当を受け取った個人投資家が減税の効果を認識し、投資マインドを好転させた。
- 「貯蓄から投資へ」の動きを税制として後押しする姿勢を明確化した点を高く評価。
- ◇制度の変更が頻繁であることが投資家心理にマイナスの影響を与えていた。

主な動き

- 特定口座は順調に増加。
:15年1月末 101万口座 → 9月末 181万口座(日本証券業協会調査:証券会社16社)
- 本年3月以降、個人投資家の株式売買額や全体の株式売買額に占める割合が増加。
:15年3月 2.9兆円(12%) → 9月 10.0兆円(21%)
- 配当減税を受け、高配当利回り銘柄の株価は平均株価を上回る水準で推移。(大和総研)

平成15年度税制改正事項に関する主な意見等（抄）

4. 金融・証券税制

- 「貯蓄から投資へ」の動きを税制として後押しする姿勢を明確化した点が高く評価される。
- 株式相場の上昇と相まって株式取引の活性化に寄与している。
- 特定口座、申告不要といった新税制の便利さ等が株式市場にも好影響を与えている。
- 個人投資家の税制に対する関心は高く、説明会や相談会は盛況である。
- 配当を受け取った個人投資家が減税の効果を認識し、投資マインドを好転させた。

- ◇ 制度の変更が頻繁であることが投資家心理にマイナスの影響を与えている。
- ◇ 税制改正が投資家のマインド好転を通じて相場の改善に一定の寄与をした可能性はあるが、効果が目に見える形で出ているかどうか疑問。
- ◇ 既存の顧客で最近株式を売買していなかった人たちが株式市場に戻っている面はあるが、新規顧客数が目に見える形で増加しているわけではない。
- ◇ 税制改正の内容について、一般の人はまだ知らない人が多いが、既存の投資家や株式投資に関心がある人にはよく浸透している。

関連指標等

- ・ 特定口座は順調に増加。
⇒15年1月末：101万口座→9月末：181万口座（7割強が源泉徴収を選択）
(日本証券業協会調査：証券会社16社)
- ・ 本年3月以降、個人投資家の株式売買額や全体の株式売買額に占める割合が増加。特に3月決算企業の配当支払後の7月は個人の株式取引が増加。
⇒15年3月：2.9兆円（12%）→9月：10.0兆円（21%）
- ・ 配当減税により株価（時価総額）が上昇するとの推計がある。
⇒株価上昇率：+4.3%（大和総研）、+2.4%（日本総研）
- ・ 配当減税を受け、高配当利回り銘柄の株価は平均株価を上回る水準で推移。（大和総研）

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月
政府税制調査会

第三 その他の課題

一 金融・証券税制

金融資産性所得に対する課税に関しては、「貯蓄から投資へ」という政策要請を受け、貯蓄優遇税制や株式等譲渡益課税の見直しが相次いで進められてきた。平成 15 年度税制改正では、上場株式等の配当及び譲渡益、公募株式投資信託の収益分配金に対して、利子と同じ 20% の税率で課税を行うことを基本としつつ、従来の優遇措置を整理の上、今後 5 年間については上記税率を 10% に軽減する措置が講じられた。また、申告不要制度の導入など投資家利便にも配慮された。こうした改正を踏まえ、今後は中長期的に安定した税制の構築を目指し、幅広い観点から検討を続けていく必要がある。また、生損保控除や財形貯蓄といった残された貯蓄優遇税制についても、他の様々な貯蓄手段との税負担の公平性確保の要請等を踏まえ、見直しを行うべきである。

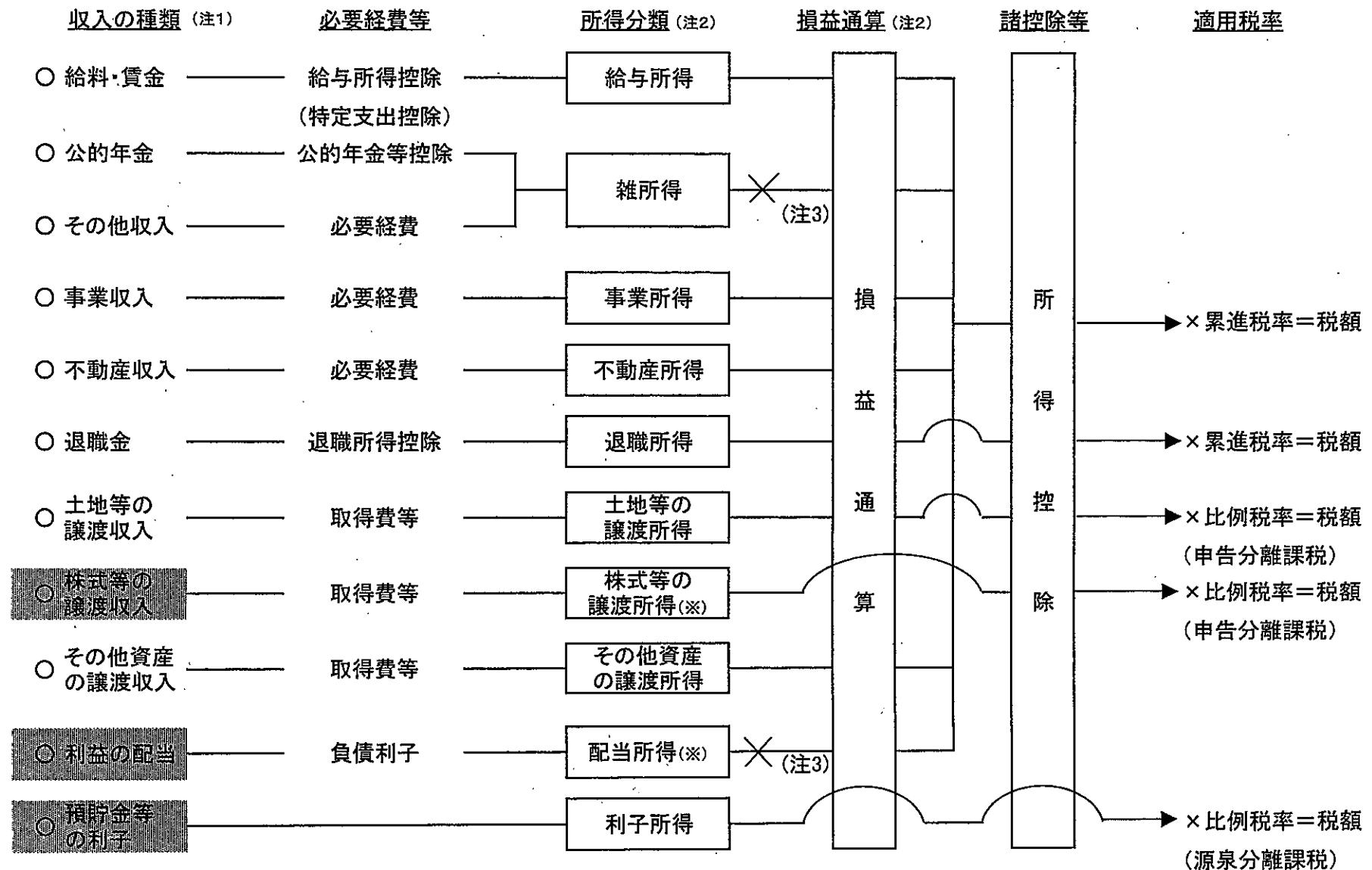
近年における情報化・グローバル化の進展、金融技術の高度化の中で、多様な金融商品が出現している。また、取引形態の操作等によって所得分類を変更したり、収益の発生時点を操作することなどを通じて、租税負担を回避することが容易となってきた。資本市場からの資金調達が重要性を増す中で、各種事業体やファンドの設立など投資形態も多様化しており、国際的な租税競争の下、各国税制や国際的な資本取引の動向も勘案する必要が生じている。

わが国の金融資産性所得に対する課税は、収益の性質・発生態様や所得捕捉体制の問題等から、総合課税を基本としつつも分離課税を多く導入しており、課税方式も個々の収益ごとに異なるものとなっている。こうした中、今後の課税のあり方については、簡素かつ公平で安定的な制度の構築を念頭に、金融商品間の中立性を確保し、金融資産性所得をできる限り一体化する方向を目指すべきである。

このような方向に関しては、金融資産性所得の範囲や税率、損益通算など多岐にわたる課題について、様々な観点からの理論的・実務的な検討が必要である。その際、貯蓄・投資や企業活動への中立性の確保、課税ベースの拡大、所得再分配への影響、納税者利便と国内外にわたる適正執行の実現などに関する配慮を欠かせない。このためには、納税者番号制度など納税環境の整備を進めていくことも重要となろう。また、諸外国の状況を見ると、二元的所得税など新たな租税論の展開が見られる一方で、勤労所得との間の課税バランスや租税回避行動の抑制等の観点から、実際的な対応が行われている。今後、金融資産性所得に対する課税の一体化の検討に当たっては、わが国においても、これらについて十分な検討が必要となろう。

日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1)主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2)各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3)これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※)「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

利子・配当・譲渡所得の課税関係

		所得税法	租税特別措置法
利子所得	預貯金及び公社債の利子等	総合課税	源泉分離課税
配当所得	公募株式投資信託の収益の分配等	総合課税 (配当控除適用有)	(対象上限なし)
	利益の配当		確定申告不要 (源泉徴収のみ) (対象上限なし)
	上記以外		(一定額以下のものに限る)
譲渡所得	株式等	上場株式等	申告分離課税
			・ 確定申告不要(源泉徴収口座に限る) (源泉徴収のみ)
		上記以外	申告分離課税
	土地等	総合課税	申告分離課税
	その他の資産		――

(注)「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。

利子所得・配当所得の課税の概要

利子所得	概要					
配当所得	源泉分離課税					
	所得税 15 %	[住民税 5 %]				
公募株式投資信託の収益の分配等 (注1)		総合課税 又は 申告不要 (15 % の源泉徴収) [5 % の特別徴収] ※15年4月～20年3月までの間に支払を受ける場合には、所得税 及び住民税あわせて10%の源泉徴収 (注3)				
利益の配当・剩余金の分配	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">上場株式等の配当 (大口以外) 等 (注2)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">上記以外 1回の支払配当の金額が5万円(年 1回10万円)未満のもの</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">総合課税 (20 % の源泉徴収) 確定申告不要 (20 % の源泉徴収)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">総合課税</td> </tr> </table>	上場株式等の配当 (大口以外) 等 (注2)	上記以外 1回の支払配当の金額が5万円(年 1回10万円)未満のもの	総合課税 (20 % の源泉徴収) 確定申告不要 (20 % の源泉徴収)	総合課税	
上場株式等の配当 (大口以外) 等 (注2)	上記以外 1回の支払配当の金額が5万円(年 1回10万円)未満のもの	総合課税 (20 % の源泉徴収) 確定申告不要 (20 % の源泉徴収)	総合課税			

- (注) 1. 公募株式投資信託の収益の分配等については、平成15年12月までは利子と同様の課税が行われ、16年1月から上記の課税が行われる。
2. 「上場株式等の配当（大口以外）」とは、その株式等の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。
3. 配当・収益の分配等に係る源泉徴収税率(10%)は、平成15年4月～12月は所得税10%・住民税非課税、16年1月～20年3月は所得税7%・住民税3%が適用される。

譲渡所得の課税の概要

		譲渡益	譲渡損	
			損益通算	損失の繰越控除
譲渡所得	株式等	<p>申告分離課税 $\text{譲渡所得} \times 20\% \text{ (所15%, 住5%)}$</p> <p style="text-align: center;">↓ <平成15年～19年> $10\% \text{ (所7%, 住3%)}$</p>	同一年分の他の所得との通算不可	翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可
	上記以外	<p>申告分離課税 $\text{譲渡所得} \times 26\% \text{ (所20%, 住6%)}$</p>	同一年分の株式等に係る譲渡所得等との通算可	損失の繰越控除不可
	土地等・建物等 (所有期間5年超) (注1)	<p>申告分離課税 $\text{譲渡所得} \times 26\% \text{ (所20%, 住6%)}$</p> <p>※ 特別控除の適用あり</p>	同一年分の他の所得との通算可	損失の繰越控除不可 但し、一定の居住用財産の譲渡損失等は3年間の繰越控除可
	その他の資産 (注2)	<p>総合課税 <短期> 譲渡所得 <長期> $(\text{譲渡所得} \times 1/2) \times \text{累進税率}$</p> <p>※特別控除の適用あり</p>	同一年分の他の所得との通算可	損失の繰越控除不可 但し、青色申告者の場合は、一定の要件の下、3年間の繰越控除可

(注1) 土地等・建物等(所有期間5年以内)の譲渡益に対する課税は、①譲渡所得×52%(所40%、住12%)と②総合課税による上積税額×110%とのいずれか多い方の税額による申告分離課税であり、譲渡損については、所有期間5年超のものと同様である。

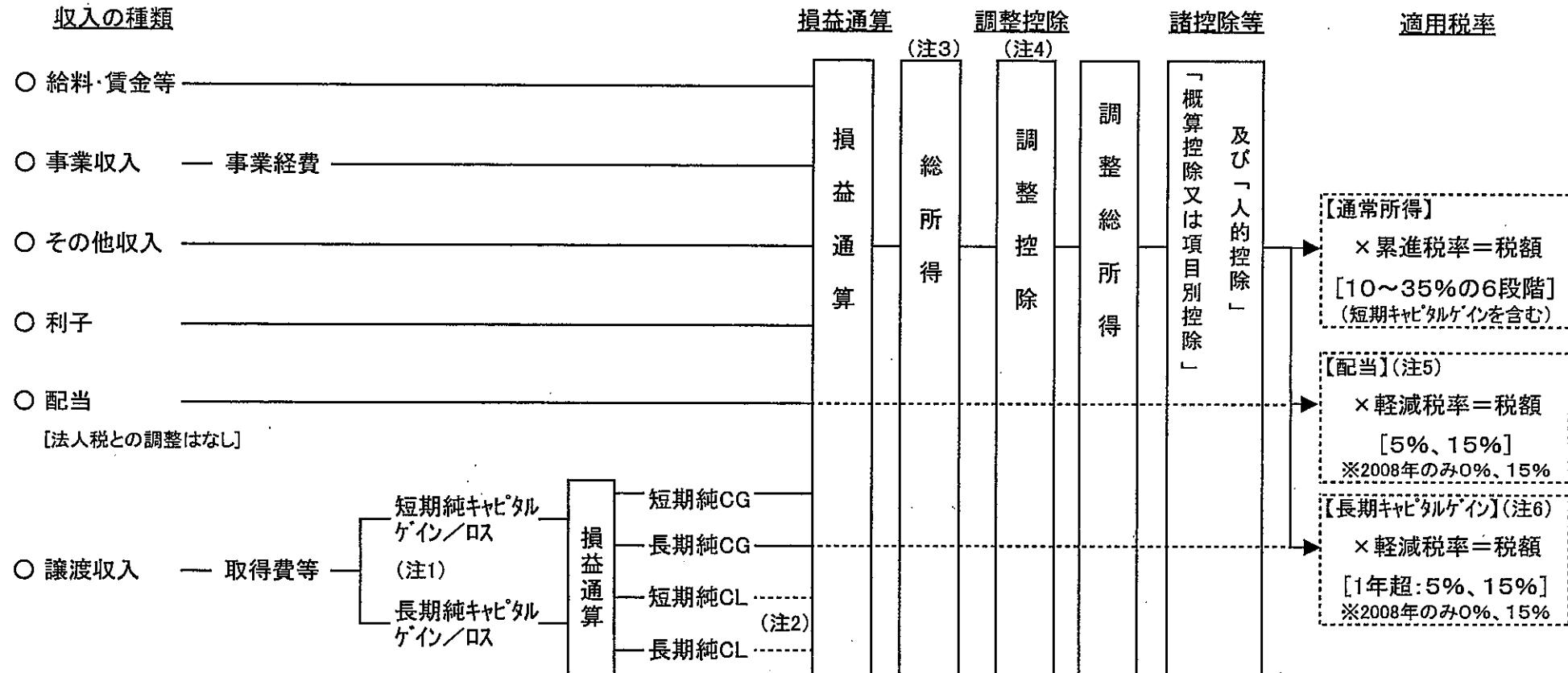
(注2) その他資産の「長期」とはその資産の取得の日以後5年を超えて行われる譲渡を指し、「短期」とはその資産の取得の日以後5年以内に行われる譲渡を指す。

主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要](平成16年以後)

		保有段階	換金段階	
			売却	払戻し(解約・償還)
預貯金	普通預金	利子所得[20%源泉分離課税]	—	—
公社債	利付債	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	雑所得[総合課税]
	割引債	—	非課税	雑所得[発行時18%源泉分離課税]
株式	上場株式	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	—
	非公開株式	配当所得[20%源泉徴収]	譲渡所得[26%申告分離課税]	—
投資信託等	公社債投資信託	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	利子所得[20%源泉分離課税]
	公募株式投資信託	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[26%申告分離課税]	配当所得[20(10)%源泉徴収]
	ETF	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	—
	Jリート	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	—

アメリカの所得税計算の仕組み・2003年ブッシュ減税後(イメージ)

未定稿



(注1) キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算をする。(損益通算後、)短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常所得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じた通常とは異なる軽減税率が適用される。

(注2) 短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、3,000ドル(約36万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で他の所得と損益通算し、通算しきれない場合には無期限の繰越しが認められる。

(注3) 原則として、全ての源泉より生じる所得は、税法上別段の定めのある場合を除き、総所得金額に含まれる(所得区分なし)。

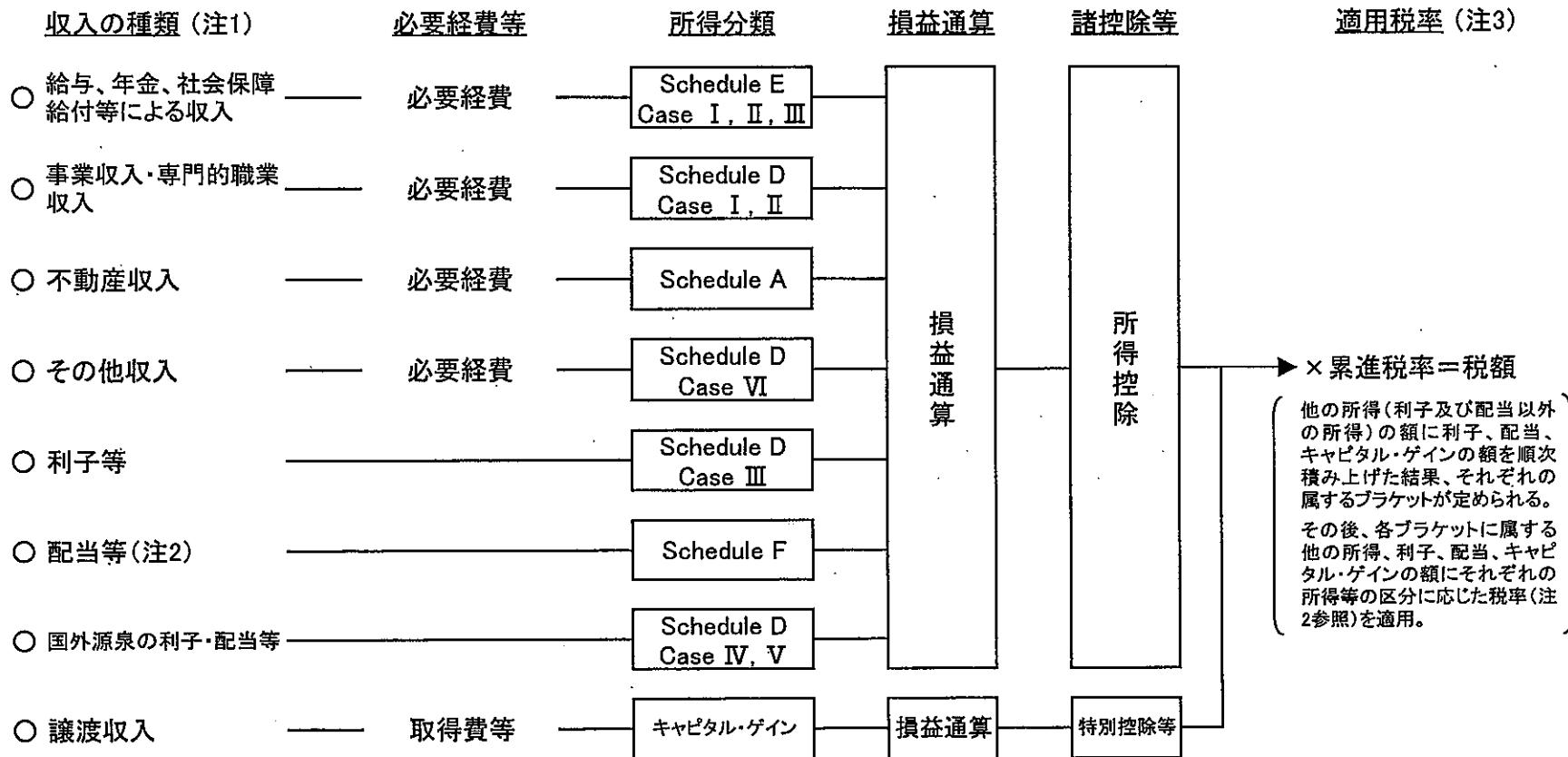
(注4) 調整控除には、教員経費、IRA掛け金、学生ローン利子、転勤費用、自営業者税の50%等の控除が認められている。

(注5) 2003年1月1日以降に始まる課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より減税前の税法(通常税率による総合課税)に復帰。

(注6) 2003年5月6日以降に終了する課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より減税前の税法(1年超保有: 10%、20%、5年超保有: 8%、20%(2006年以降18%))に復帰。

イギリスの所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 個人の所得については所得税が課税され、個人のキャピタル・ゲインについてはキャピタル・ゲイン税が課税される。

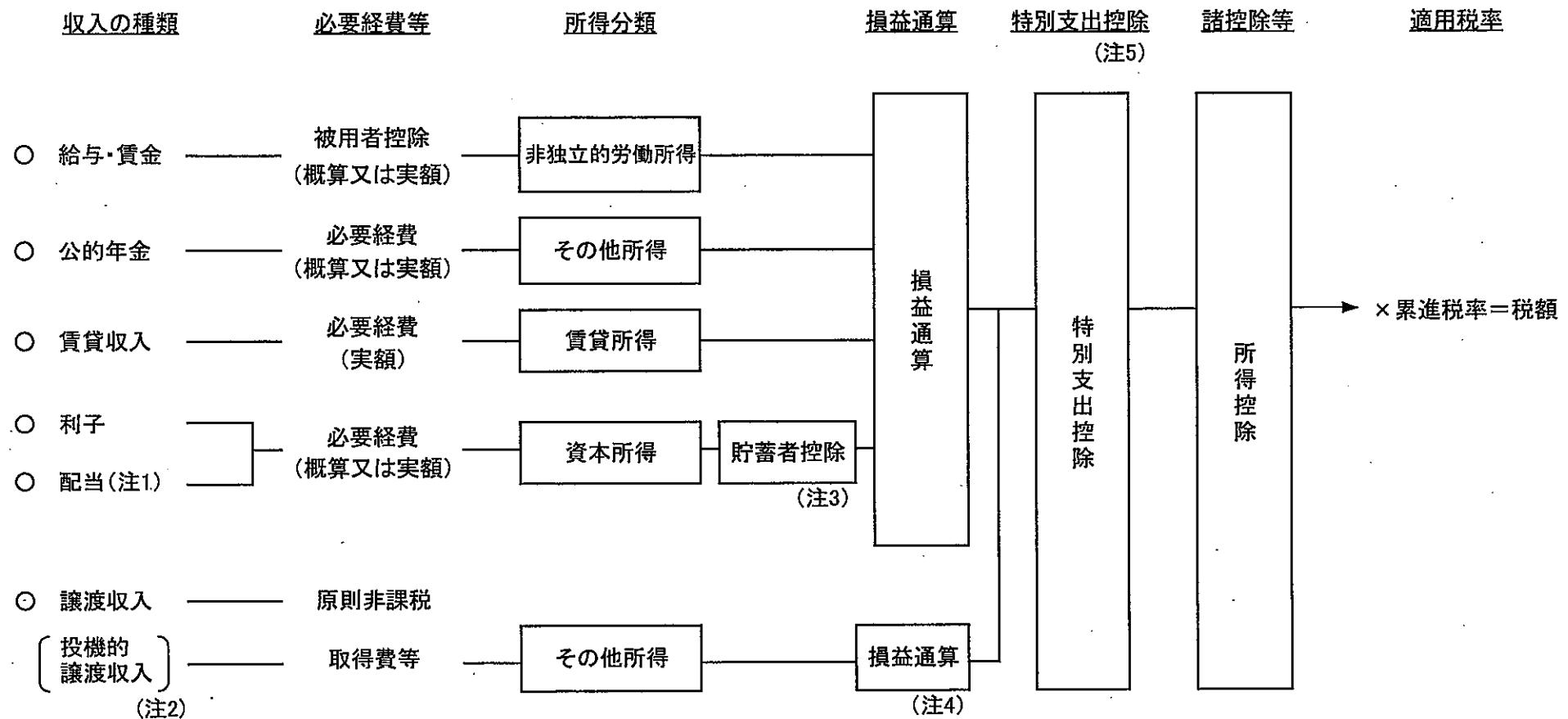
(注2) 株式の配当は、受取配当額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の10/90を控除する。

(注3) 利子及び配当以外の所得、利子、配当並びにキャピタル・ゲインに適用される税率はそれぞれ以下のとおりである(2003年度)。

課税所得(ポンド)	利子及び配当 以外の所得	利子	配当	キャピタル・ ゲイン
~1,960	10%	10%	10%	10%
1,961~30,500	22%	20%	10%	20%
30,501~	40%	40%	32.5%	40%

ドイツの所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 株式の配当は、受取配当額の1/2を課税所得に算入する。

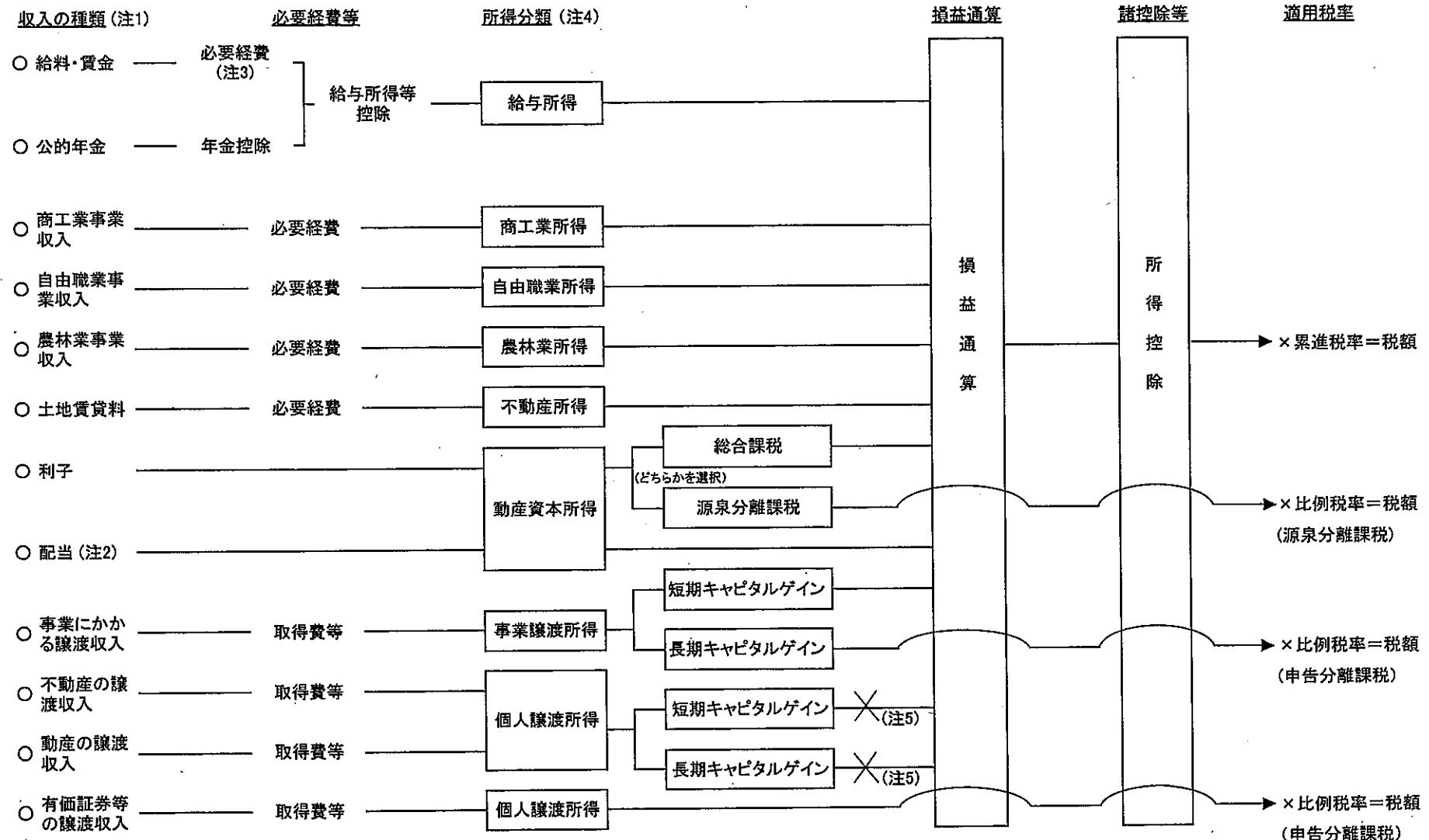
(注2) 譲渡収入は、原則として非課税とされているが、1年未満保有の有価証券の譲渡、10年未満保有の土地の譲渡等については、投機売買とみなされ課税対象となる。

(注3) 利子等の資本所得については、必要経費の控除後、年間1,550ユーロの貯蓄者控除が存在する。

(注4) 投機売買による譲渡損失がある場合には、投機売買による譲渡益とのみ内部通算が可能である。通算後なお譲渡益がある場合には(但し、年間投機所得が512ユーロ未満の場合は免税)、他の所得と合算して総合課税され、また、内部通算後、譲渡損がある場合には、損失の繰戻し(1年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

(注5) 社会保険料、生命保険料、税務相談料、研修費等については、特別支出として概算又は実額による控除が認められる。

フランスの所得税計算の仕組み(イメージ)



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「特定会社役員報酬」、「不動産関連利益」がある。

(注2) 株式の配当は、受取配当額とその1/2を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の1/2を控除する。

(注3) 給料・賃金にかかる必要経費については、概算控除と実額控除の選択が可能。

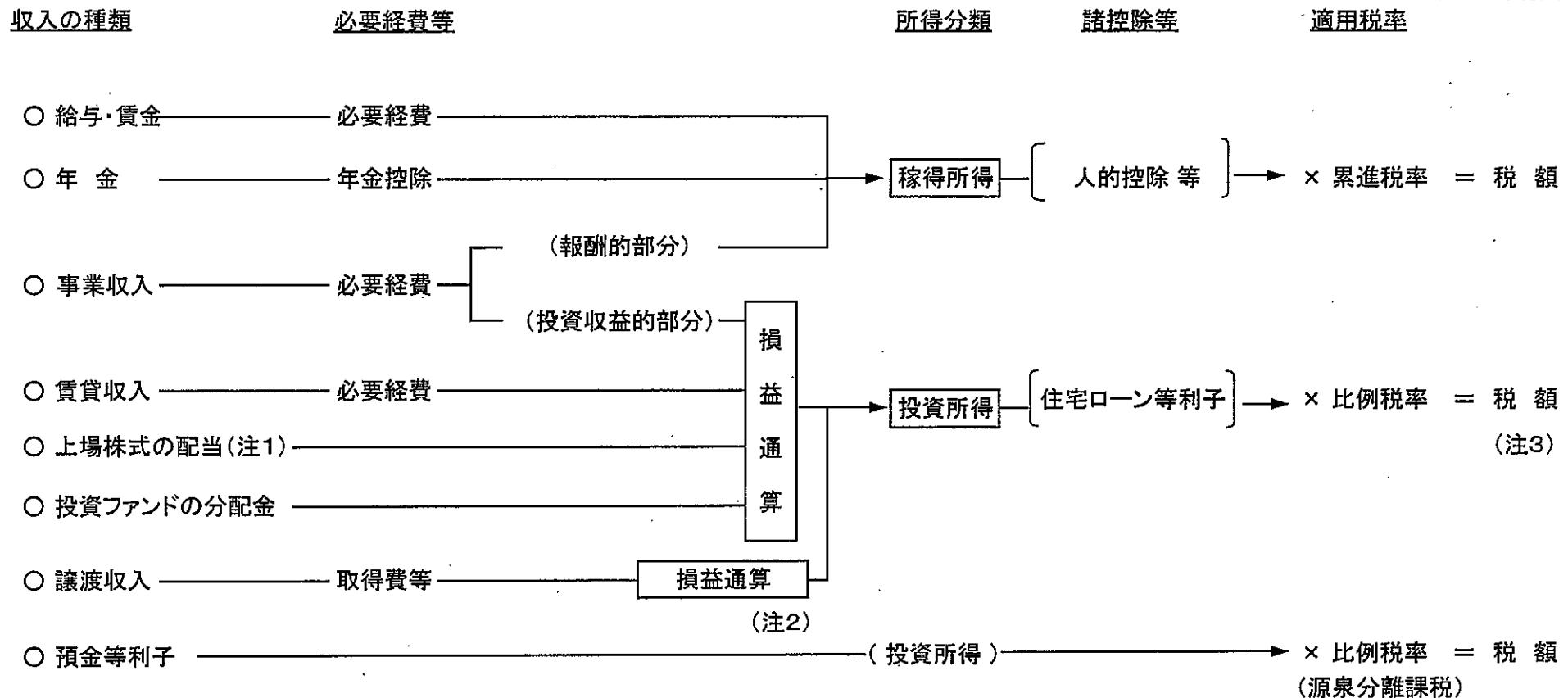
(注4) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等の適用がある場合がある。

(注5) 不動産、動産の譲渡収入に関しては、キャピタルロスは通算されず、キャピタルゲインのみ総合課税される。長期キャピタルゲイン(不動産については2年以上保有、動産については1年以上保有)に関しては5分5乗法が適用される。

フィンランドの所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2001年現在)



(注1) 上場株式の配当は、受取配当額とその29/71を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の29/71を控除する。

(注2) 譲渡損は、他の投資所得と損益通算できない。

(注3) 投資所得が負となった場合、これに投資所得に係る税率(29%)を乗じた額(1,400ユーロ(約18万円)を限度とする)を稼得所得に係る税額から税額控除可。

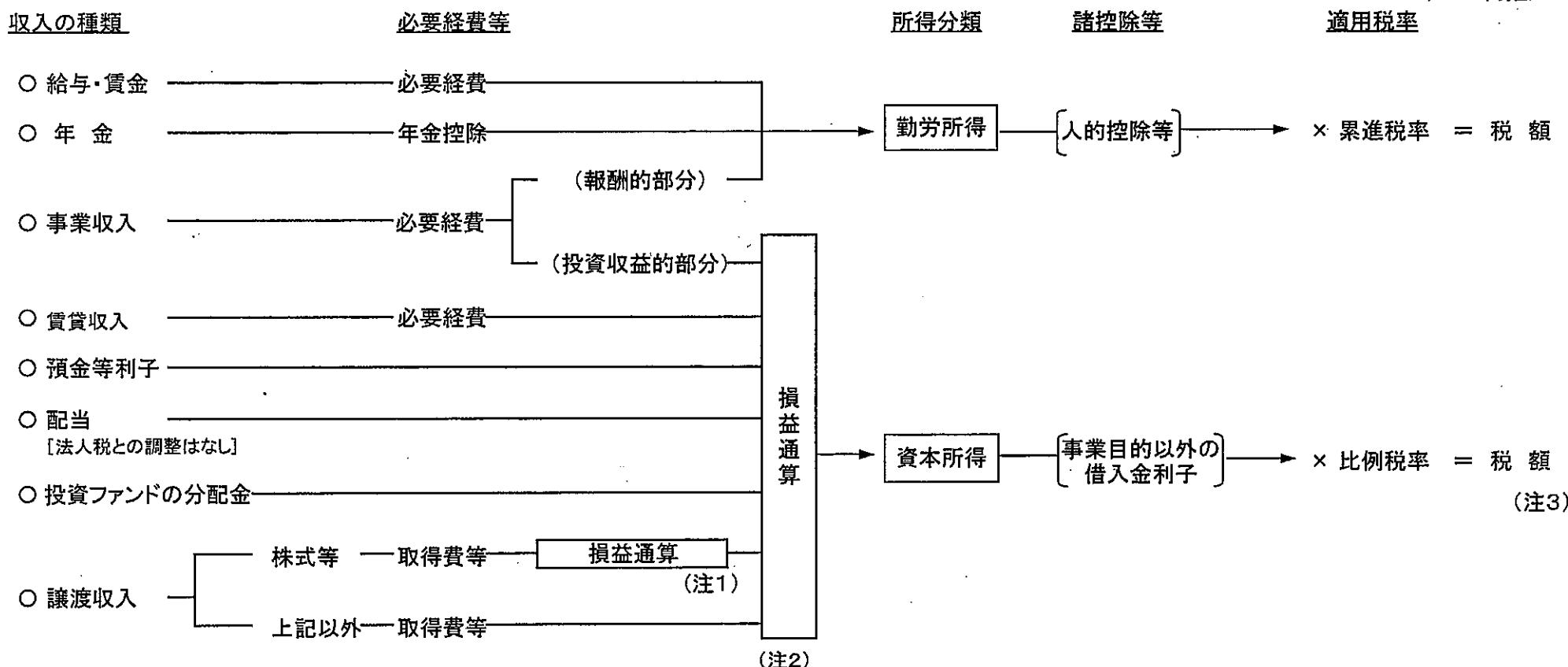
(注4) 預金、不動産等の資産に対しては、富裕税(税率: 純資産額 × 0.9%)が別途課されている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=129円(裁定外国為替相場: 平成14年12月から平成15年5月までの間における実勢相場の平均値)。

スウェーデンの所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

(2002年現在)



(注1) 株式等による譲渡損失は、その全額を株式等による譲渡益と通算可能。通算しきれない部分は、その70%をその他の資本所得から控除可能。

(注2) 損益通算の認められる範囲は、商品に応じて異なる。

(注3) 資本所得内での損益通算後、なお資本所得が負となる場合、10万SEK(約140万円)まではその30%、10万SEK超はその21%を勤労所得に係る税額から税額控除可。

(注4) 一定額(単独申告の場合は150万SEK、夫婦共同申告の場合は200万SEK)を超える株式、不動産等の資産に対しては、1.5%の富裕税が別途課されている。

(備考) 邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ(SEK)=14円(裁定外国為替相場:平成14年12月から平成15年5月までの間における実勢相場の平均値)。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成15年6月
政府税制調査会

第三 その他の課題

二 納税環境整備

納税環境整備は、課税の公平・中立・簡素の実現のために極めて重要である。また、従来から指摘されている各種所得の捕捉率をめぐる不公平感の問題への対処ともなる。今後、引き続き制度・執行の両面における取組みを着実に推進し、次のような課題について更に検討を深め、税制及び税務行政に対する納税者の信頼を確保していかねばならない。

1. 紳税者番号制度

（1）納税者番号制度の検討の必要性

納税者番号制度は、適正・公平な課税の実現に資することに加え、税務行政の効率化・高度化にも寄与することから、かねてより当調査会においても検討を重ねてきた。具体的には諸外国の経験も踏まえ、総合課税化や適正な資産課税のために、納税者番号制度の必要性を指摘してきた。近年においては、金融資産性所得を一體的に課税する新たな金融・証券税制を構築するためには、納税者番号制度が不可欠となっている。また、税務行政の効率化・高度化や納税協力（税制への信頼と納税過程における法令遵守）の向上といった観点、さらには経済取引の電子化・グローバル化を背景とした国際的な資金シフトに対応するために、改めて検討を行うべき時期にきている。

（2）今後の検討の進め方

納税者番号制度については、近年、特に金融資産性所得に対する課税一体化の検討を含めた金融・証券税制の構築のため、その導入に向けた具体的な諸方策を検討する必要性が高まっている。他方、諸外国においても、制度導入当初においては番号の利用が義務づけられる取引等の種類が限定されているのが通例である。わが国において納税者番号制度を導入する場合には、こうした諸外国の例が参考となる。

今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。また、例えば簡素な申告手続を可能とすることを含め、番号を利用する納税者の利便性が高まるよう、制度のあり方や利用方法、あるいはその利用者や対象となる取引の範囲について検討することが必要である。

2. 公示制度・資料情報制度

公示制度については、個人のプライバシーへの配慮の観点から問題点が指摘され、制度の廃止を含めた検討が必要である。

また、グローバル化、情報化などの経済社会の構造変化に対応した資料情報制度の拡充その他の制度整備も重要となる。こうした観点から、平成15年度税制改正においては、わが国の租税条約相手国の要請に基づき執行当局が情報を収集するための質問検査権を創設する措置が講じられた。

今後とも、申告納税制度に対する納税者の信頼確保の観点及びグローバル化や情報化・電子化などの経済社会の構造変化に対応した適正・公平な課税の確保の観点から、これらの問題について具体的な検討を深めていく必要がある。

さらに、平成15年度より、納税者利便の向上等を図る観点から、電子申告や電子納税の導入が予定されており、引き続き電子化の活用を図っていくことが適当である。

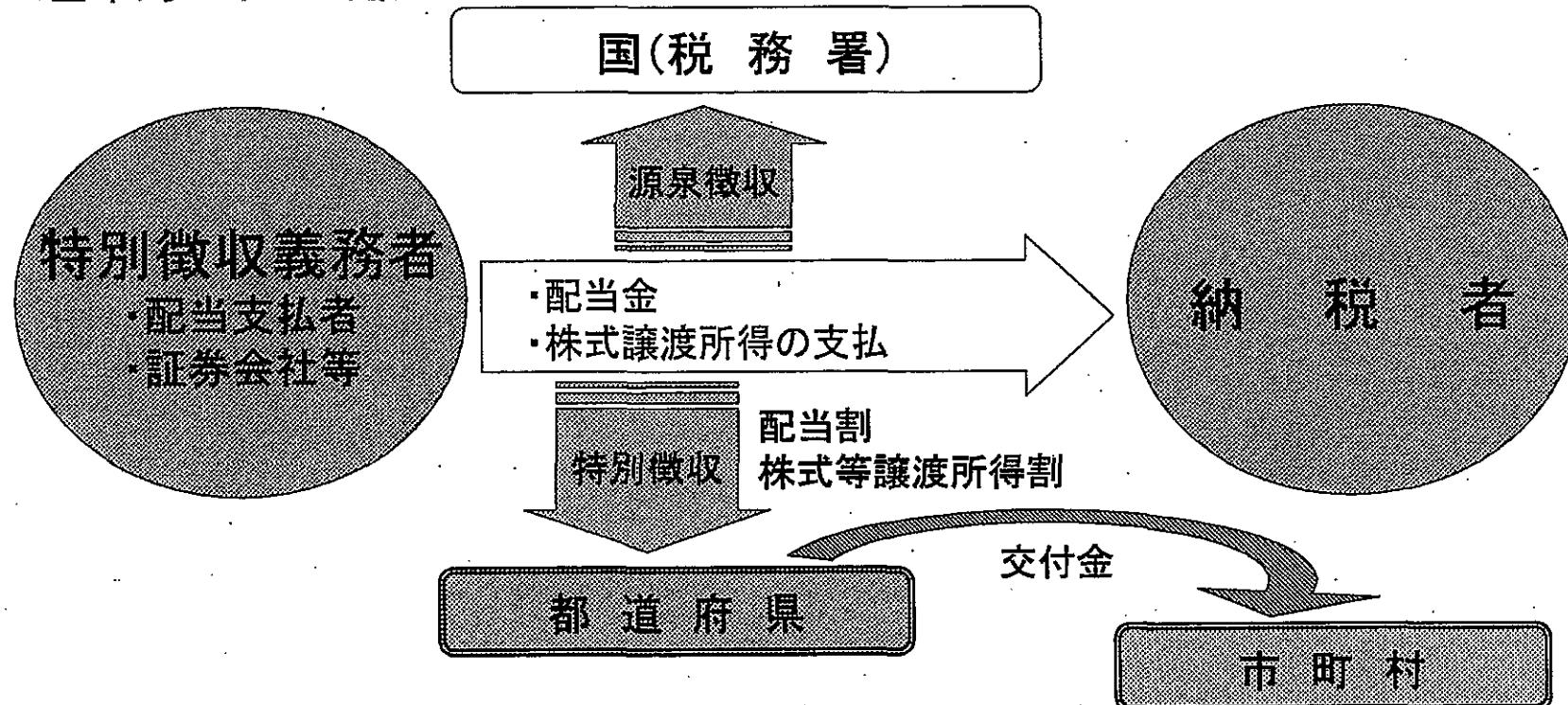
主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 (2001年現在)	付番維持管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、兵役等	約4億200万人(累積数) (2000年現在)	2億8,480万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約3,153万人 (累積数) (1997年現在)	3,111万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード (10桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	533万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード (10桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	883万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード (11桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	451万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,734万人	行政自治部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード (1文字8数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	413万人	内務省国家登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約5,000万人 (1997年現在)	5,795万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード (9桁)	税務、所得保障等	約1,250万人 (1996年現在)	1,949万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年

配当所得及び株式等譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の抜本的見直し

- 1 上場株式等の配当及び源泉徴収口座内の株式等譲渡所得について、特別徴収（「源泉徴収」）制度を導入する。

＜基本的スキーム図＞



税率は5%（平成16年1月～平成20年3月までの配当及び平成16年1月～平成19年12月までの源泉徴収口座内株式譲渡所得については3%の軽減税率を適用）。

- 2 施行時期は平成16年1月

(注)申告があった場合は、税額精算・還付（所得税と同様）

配当割及び株式等譲渡所得割の概要

	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県	
②納税義務者	都道府県内に住所を有する個人で一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の支払を受けるもの	都道府県内に住所を有する個人で所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるもの
③課税標準	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額（特定株式等譲渡所得金額）
④税率	5 % (所得税15%) (平成16年1月1日～平成20年3月31日の間は3 % (所得税 7 %))	5 % (所得税15%) (平成16年1月1日～平成19年12月31日の間は3 % (所得税 7 %))
⑤徴収方法等	都道府県内に住所を有する者に特定配当等の支払をする株式会社等がその支払の際に徴収し、特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県に、徴収の翌月の10日までに納入	都道府県内に住所を有する者の源泉徴収口座が開設されている証券会社が源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除	
⑦交付金	配当割収入額及び株式等譲渡所得割収入額から徴税費相当額（5 %）を控除した後の金額の一定割合（100分の68。 ただし、今後5年間は3分の2）を市町村へ交付 各市町村へは、当該市町村に係る個人道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前3年度分の平均値）に応じて配分	
⑧施行時期	平成16年1月	

利子・配当・譲渡所得の課税の概要(住民税)

			地方税法
利子所得	預貯金及び公社債の利子等		一律分離課税(利子割)
配当所得	公募株式投資信託の収益の分配等		特別徴収・申告不要(配当割)
	利益の配当	上場株式等の配当(大口以外)等(注)	※総合課税(所得割、配当控除適用有)の選択可
		上記以外	総合課税(所得割、配当控除適用有)
譲渡所得	株式等	上場株式等	特別徴収・申告不要(株式等譲渡所得割) (源泉徴収口座に限る) ※申告分離課税(所得割)の選択可
		上記以外	申告分離課税(所得割)
	土地等		申告分離課税(所得割)
	その他の資産		総合課税(所得割)

(注)「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。